

市政だより四街道広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の広報紙である「市政だより四街道」への広告掲載に関し、四街道市広告事業実施要綱（以下、「要綱」という。）及び四街道市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の基準)

第2条 掲載できる広告は、要綱第3条の規定による。

(広告の掲載順位)

第3条 広告掲載の順位は要綱第8条第1項の規定によるものとする。ただし、同じ順位となる申込みがあった場合は、同条第2項の規定にかかわらず、申込みが早いものから決定する。

(広告の規格等)

第4条 掲載広告は墨1色の印刷とし、規格、枠数及び位置については別表のとおりとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、毎年4月15日号から翌年4月1日号までの24回とし、一広告主が連続して12回まで掲載することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他に掲載の申込みがない場合は、引き続き連続して12回まで掲載することができるものとする。

(広告代理店との契約)

第6条 広告代理店が市に納付する広告料の額は、市と広告代理店で別に契約する額とする。

2 広告料は、契約により定める期日までに納付するものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、市が契約した広告代理店が行う。

(広告に要する費用)

第8条 広告掲載希望者及び広告主は、広告の原稿の作成経費等、広告を掲載するために必要な一切の費用について負担するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告掲載希望者は、広告代理店を介して、市政だより四街道広告掲載申込書（様式1）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査を行い、市政だより四街道広告掲載等決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第10条 広告代理店は要綱及び関係法令に基づき広告の内容を審査したのち、広告の原稿を電子記録媒体により市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

- 第11条 広告主は、要綱第12条第1項第2号の規定により自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は広告代理店を介し、書面により市長に申し出なければならない。

(免責)

- 第12条 市は、前条の規定により広告掲載を行わなかった場合において、広告主及び広告代理店に対し、既納の広告料等の還付、損害賠償は行わないものとする。

(責務)

- 第13条 広告代理店は、市長に提出した広告の内容が、要綱及び関係法令に違反していた場合は、広告主とともにその責任を負うものとする。
- 2 広告主及び広告代理店は、広告の内容等が第三者の権利を侵害せず、広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理を完了させていることとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主及び広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年2月1日から施行し、同年4月15日号市政だよりの広告から適用する。

(市政だより四街道有料広告掲載取扱要綱の廃止)

- 2 市政だより四街道有料広告掲載取扱要綱は、廃止する。

別表(第4条)

規 格	枠数	位 置	摘 要
天地 45mm×左右 180mm (天地 45mm×左右 86mm)	4 以内	表紙及び裏表紙を 除く紙面の最下段	1 枠を 2 分割する場合は () 内の規格とする